

## 福祉援護センターの職員配置状況

(令和6年1月1日現在)

職種	雇用形態	常勤換算配置数	実雇用者数
管理者（施設長）	常勤	1.0人	1人
サービス管理責任者	常勤	1.0人	1人
地域移行支援員 ※1	常勤	1.0人	1人
地域生活相談員 ※2	常勤	1.0人	1人
生活介護事業		25.3人	31人
生活支援員	常勤	4.0人	4人
生活支援員	非常勤	19.0人	24人
医師（嘱託）	非常勤	0.1人	0人
看護師	非常勤	1.9人	3人
言語聴覚士（嘱託）	非常勤	0.3人	0人
相談支援事業		1.9人	2人
相談支援専門員	常勤	1.0人	1人
相談支援専門員	非常勤	0.9人	1人
日中一時支援事業		0.7人	1人
生活支援員	非常勤	0.7人	1人
事務員（副施設長）	常勤	1.0人	1人
事務員	非常勤	1.8人	2人
調理員	非常勤	1.5人	4人
調理員（障害者雇用）	非常勤	1.0人	2人
清掃員（障害者雇用）	非常勤	0.5人	1人
合計	常勤	10.0人	10人
	非常勤	27.2人	37人
	合計	37.2人	47人
	常勤率	26.9%	21.3%

※1 【地域移行支援員】特別な資格等は必要ないが「地域社会資源等に精通し、障害福祉施設や作業所等への見学・体験利用の手配などの利用者と次の進路先の間立った必要な連絡調整や卒苑して次の進路先（主に障害福祉施設や作業所等）に進んだ人へのフォローを適切に行える能力を有している人」を配置（市独自の配置人員）

※2 【地域生活相談員】次の要件をすべて満たしている人を配置（市独自の配置人員）

- ・相談支援専門員（指定相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの）であること
- ・利用者等からの様々な相談（発達障害に起因すると考えられる相談等も含む）に対して適切なアドバイスを行える能力を有していること
- ・サービス利用計画等の利用者に対する支援計画の作成について、十分な能力を有していること